

大入杵命墓の墳丘外形調査および出土品調査報告

清喜裕二 加藤一郎 土屋隆史

はじめに

大入杵命墓は石川県鹿島郡中能登町小田中^{こたなか}に所在する（第1図）。大入杵命墓は本地と飛地い号から構成されており、現状の墳形は本地が円形、飛地い号が前方後方形となっている。遺跡としての名称は本地が小田中親王塚古墳、飛地い号が小田中亀塚古墳となっている。

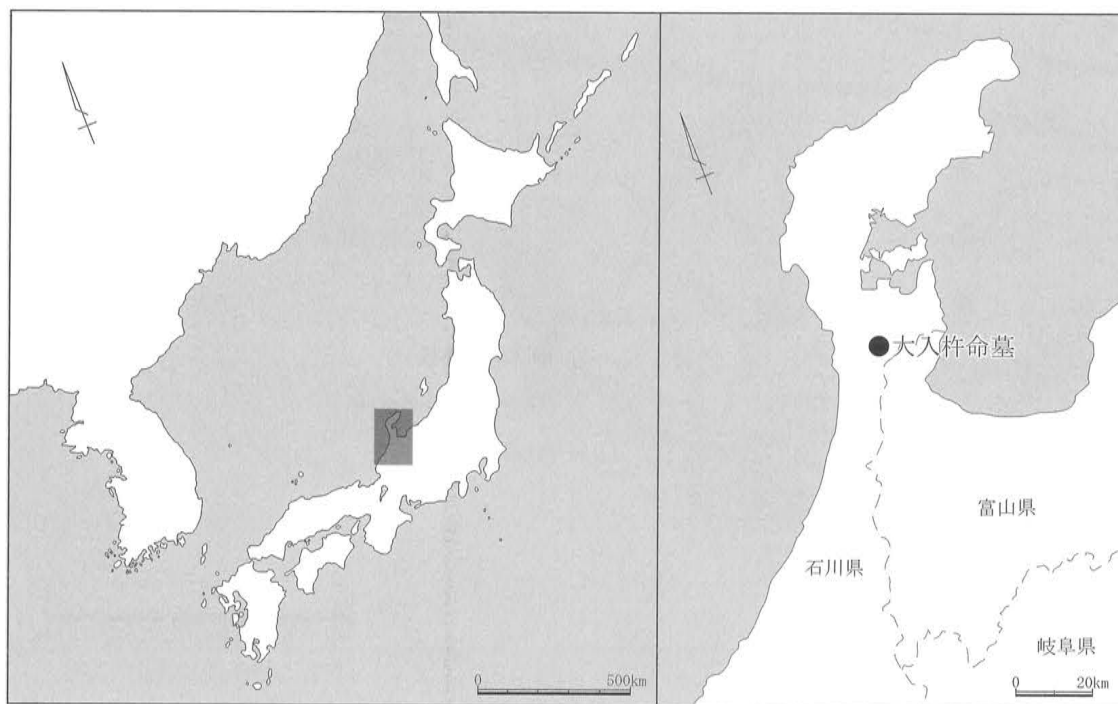
本報告では大入杵命墓の墳丘外形調査に関する報告をもとにし、これに付随しておこなった出土品や関連文献に関する調査もあわせて報告する。

1 周辺環境

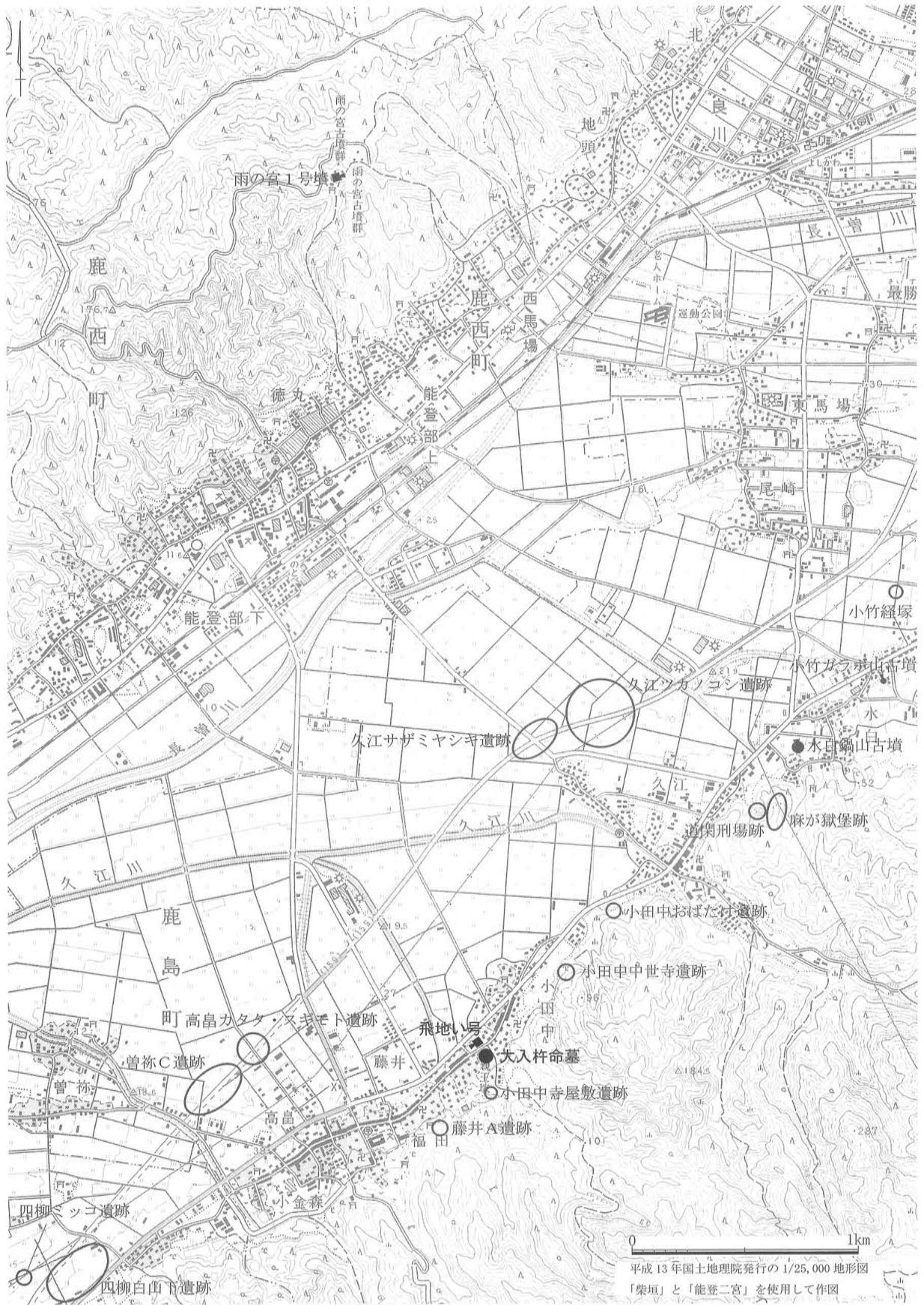
(1) 周辺の地質・地理

大入杵命墓が所在する中能登町は能登半島の基部に位置し、平成17年(2005)に鹿島郡内の鳥屋町、鹿島町、鹿西町が合併して誕生した町である。なお、大入杵命墓の所在地は旧鹿島町に属する。中能登町は、南西の羽咋市から北東の七尾市へと続く邑知地溝帯のちょうど中央付近に所在している。この邑知地溝帯は、北の眉丈山系、南の石動山系にはさまれた幅約4km、長さ約30kmの地溝帯で、それぞれの山系の標高は低いものの地溝帯にそそぐ河川の数は多く、それぞれ大小さまざまな扇状地を形成している。大入杵命墓はこの地溝帯の南側にある石動山系から北へむかう山麓の扇状地のほぼ最高所にあたる緩斜面に位置する。邑知地溝帯の西側にあたる羽咋市付近には、現在もその一部が残存しているが、邑知潟と呼ばれる広大な潟湖が広がっていたことが知られており、古墳時代においてこの邑知地溝帯は能登半島の東西を往来する日本海沿岸交通の主要なルートになっていたものと推測される。

なお、今回の調査で確認された葺石に類する石材は、花崗岩類が眉丈山麓・石動山麓・宝達山で、輝石安山岩(板石)が七尾市能登島・志賀町大島海岸・志賀町巖門海岸で確認されているとのことである⁽¹⁾。



第1図 大入杵命墓 概略位置図 (1/25,000,000、1/2,000,000)



第2図 大入杵命墓 周辺遺跡分布図 (1/25,000)

(2) 周辺の遺跡

大入杵命墓の周辺には縄文時代から近世まで幅広い時代の遺跡が存在している(第2図)。遺跡の多くは眉丈山系や石動山系の山麓部に立地するが、近年、国道159号鹿島バイパス改築工事に伴う緊急発掘調査によって、地溝帯に立地する遺跡も確認されるようになってきている。以下では大入杵命墓が位置する石動山系の山麓部に位置する遺跡を中心に述べる。

縄文時代の遺跡は性格不明なものが多いが、時期を確認できるものとして前期の小田中寺屋敷遺跡、中期中葉から後期初頭の藤井A遺跡がある。弥生時代は平地式建物が検出された中期の久江ツカノコシ遺跡や石包丁型石器が出土した終末期の小田中おばたけ遺跡がある。なお、中能登町内に所在する高地性集落である杉谷チャノバタケ遺跡ではチマキ状炭化米塊(いわゆる「おにぎり」)が出土しており、注目をあつめている。古墳時代には邑知地溝帯の両側に位置する眉丈山系と石動山系に古墳が築造されるようになる。

眉丈山系側には半円方形帯神獣鏡・車輪石・石釧・方形板革綴短甲などの出土で著名な雨の宮1号墳(前方後方墳:墳長64m)を含む100基以上の古墳が属する雨の宮古墳群が注目される。この雨の宮古墳群については、山麓に築造されている大入杵命墓とは異なり、山頂に築造されるという立地面での相違がある。また、眉丈山系側には墳長約54mの前方後方墳である川田ソウ山1号墳を含む川田古墳群が存在し、さらに東側の七尾市内には低平な墳丘が特徴的な国分尼塚1号墳(前方後方墳:墳長約53m)も存在する。

石動山系側では畿内のな埴輪が出土していることが注目される中期前葉の古墳である水白鍋山古墳(帆立貝形前方後円墳:墳長約64m、宮内庁書陵部で石棺材を所蔵)や中期中葉から後葉にかけての築造と考えられる小竹ガラボ山古墳(前方後円墳:墳長約48m)など、比較的大型な古墳が時期を違えながら点的に存在することを指摘できる。

古墳築造の基盤となる集落遺跡については確認例が少ない。集落遺跡としては前期に帰属する高島カタタ・スギモト遺跡が確認されており、大入杵命墓との関連が注目される。また、中期の四柳ミッコ遺跡では小鍛冶作業をおこなった堅穴建物群が、終末期の曾祢C遺跡では計画的に配置された掘立柱建物群が検出されており、当該地域が古墳時代をつうじて中核的な役割を果たす地点であった可能性が推測される。また、古代においては官衙的施設あるいは有力者居住域と考えられる四柳白山下遺跡が存在する。

中世においては、能登府中に至るルートの一つである内浦街道が石動山麓に通っており、久江サザミヤシキ遺跡(集落)、麻が獄堡跡、小竹経塚、小田中中世寺跡などが確認されている。近世では道関刑場跡が町指定史跡となっている。

2 来歴と調査の経緯

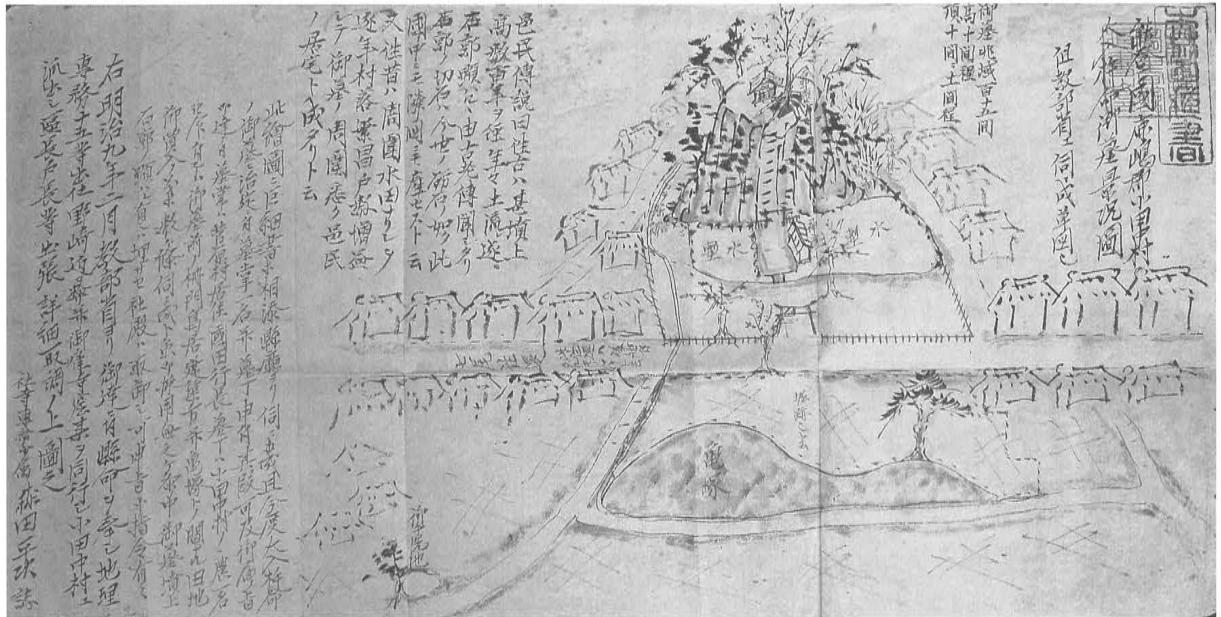
(1) 大入杵命墓の来歴

大入杵命墓は、明治8年(1875)12月27日に第10代崇神天皇の皇子である大入杵命の墓として治定されている。大入杵命墓が文献にあらわれる時期は古く、鎌倉時代に成立したと考えられる『平家物語』にその記述がみとめられる。『平家物語』の巻七の中に「木曾殿は志保の山打越て能登の小田中新王の塚の前にぞ陣をとる」という記載があり⁽²⁾、この木曾義仲が陣を前にかまえた「新王の塚」が大入杵命墓に相当するものと思われるが、異説もある⁽³⁾。なお、大入杵命墓は現在、「親王塚」と表記されることが多いが、近世文書における記載などをみても「新王塚」とするのが正しい表記と考えられ、このような表記の変化は幕末における勤王思想の高まりを反映したものと推測される⁽⁴⁾。

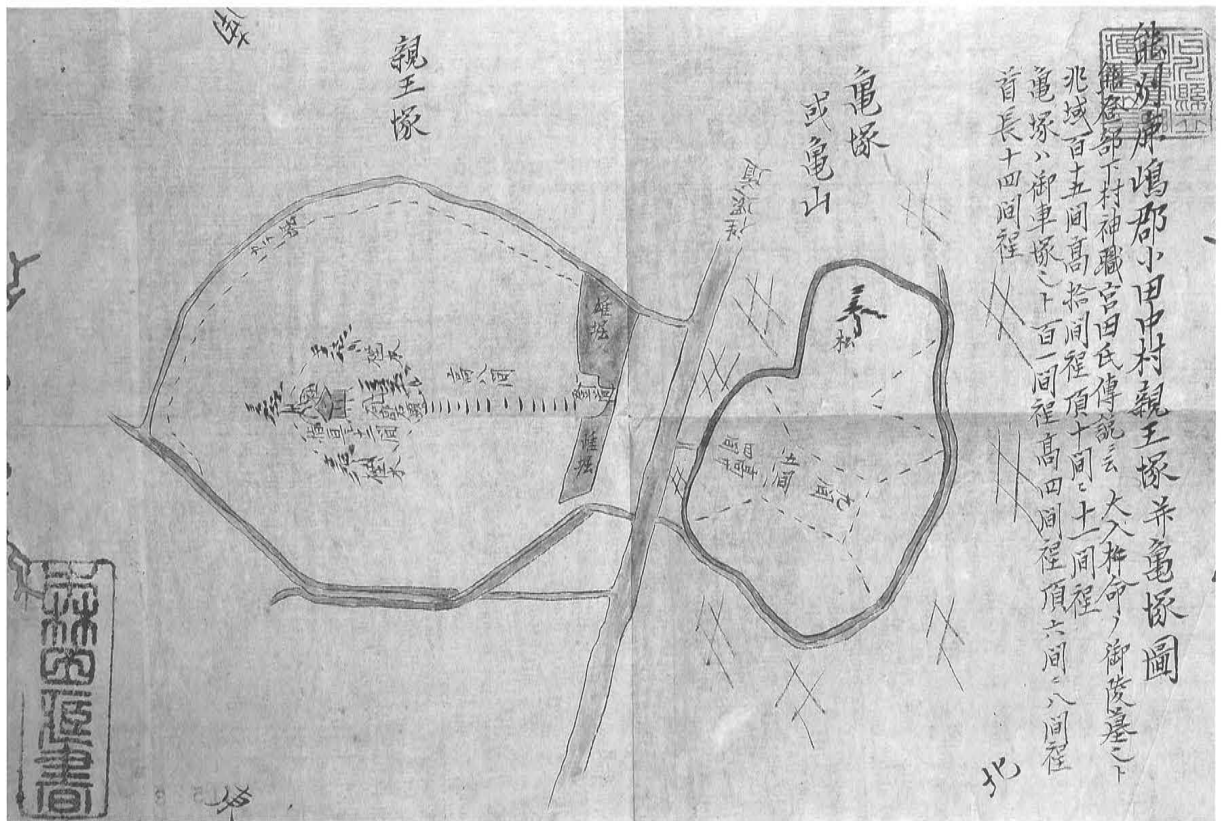
また、大入杵命墓の治定に伴い、教部省が明治9年2月に出した布達を受けた石川県の命により大入杵命墓の現地調査をおこなった森田平次(=良見、柿園)氏⁽⁵⁾の残した絵図類を石川県立図書館が所蔵している(第3、4図)。以下では、これらの絵図類からうかがえる大入杵命墓の墳丘構造などに関する知見について触れておきたい。

第3図で示した登録名『能登国鹿嶋郡小田中村御墓ノ図』(請求記号:K280.9-3)とされる資料は、教部省へ提出したものの草稿のようである。本地と飛地い号が上下に描かれており、飛地い号には前方部墳頂

に木が一本あるだけの状態であったことがうかがえる。また、本地には墳頂の奥側に社が鎮座し、その手前には石櫛が現れている状況が朱書きで注記され、さらに斜面には参道が描かれている。この墳頂の奥に存在する社は当時「親王社」と呼称されていたようで、宝永元年（1704）に能登を遊歴し神社仏閣の来歴などを記した森田盛昌氏による『能登一覧記』においてその時点ですでに社が存在していたことがわかる⁽⁶⁾。この社は、この絵図の脇に朱書きされた文章によれば陵墓治定をうけて取り払われ⁽⁷⁾、あわせて露出していた石櫛も埋め戻されたようである。なお、絵図の脇に書かれた文章中では、「年々土流し遂ニ石郭頭ハル、由、



第3図 『能登国鹿嶋郡小田中村御墓ノ図』（石川県立図書館所蔵）



第4図 『能登小田中親王塚分間図』（石川県立図書館所蔵）

古老傳聞シタリ、石郭ノ切石ハ今世ノ礪石ノ如ク此國中ニモ隣國ニモ産セスト云」という記述がみられることから、石槨は盗掘目的ではなく、偶然見つかった可能性がある。また、石槨材と考えられる板石については当時、近隣で産出されるような石材として認識されていなかったことがうかがえる。

また、第4図で示した登録名『能登小田中親王塚分間図』（請求記号：K280.9-1）にも上で紹介した絵図と同様の内容が描かれている。ただし、上で紹介したものは鳥瞰図であり、この資料は俯瞰図であるという違いがある。この絵図からは、飛地い号が「亀塚」あるいは「龜山」と呼称されていたことや、飛地い号の墳形が現在と変わらない状況であることがうかがえる。

なお、これらの絵図類のほかに森田平次氏の遺稿集である『能登志徴』（昭和13年（1938）、石川県図書館協会が同44年に復刻）にも大入杵命墓に関するまとまった記述がみられる。その中でも「能登誌⁽⁸⁾に、近年此塚を穿て田地にせんと、塚の廻り堀などをば半ば崩すといへども、種々不思議どもありて止しといへり」という記述がみられ注目される。この記述における「半ば崩」した場所がどこであるのかが問題になると思われるが、田地にしたという点と上で紹介した絵図の情報などを勘案すると飛地い号の南側の周溝部分である可能性が高いと考えるが、「近年」がいつを指すのかも不明であり、断定はできない。ただし、墳丘本体を崩したというよりは、周溝部分を掘削したものであることは確かであろう。

飛地い号については、後方部の形状が正方形ではなく長方形となっていることを後世の改変とみる意見もあるが⁽⁹⁾、後述するように現状ではそのような改変の痕跡を見出すことは難しい。

（2）大入杵命墓に関する既往の調査

大入杵命墓に関する調査としては平成2年（1990）に当庁が実施した整備工事に伴う事前調査がある⁽¹⁰⁾。この調査によると、飛地い号の周溝は本地側に向かってかなり幅広となっていることが推測される。

さらに、平成12年に小田中の親王塚を考える会が本地の隣接地において実施した調査がある⁽¹¹⁾。この調査によれば、大入杵命墓の外堤は盛土によって成形されており、周溝の平面形状は現状の墳形と同様の円形とはならず馬蹄形となる可能性が指摘されている。このことから、墳形を帆立貝形前方後円墳とみる意見もある⁽¹²⁾。

（3）今回の調査の経緯と方法

これまで大入杵命墓の測量図については、帝室林野局が昭和4年（1929）に測量し、同5年に製図したものがのみであった（第5図）。この測量図は等高線の間隔が1mであり、墳丘形態や規模・構造の詳細な検討をおこなうには情報量が不足していることから、今回あらたに学術的にも陵墓管理の観点からも有用となるような精細な測量図を作成することとなった。

測量図の作成にあたっては、近年実施された国土調査による基準点測量が境界標石に対してなされており、そのデータをもちいた。準拠する測地系は世界測地系で、水平位置の座標系は平面直角座標Ⅶ系に基づいている。また、標高については専門業者に委託して境界標石に対して水準測量を実施し、それを基準としている。なお、水平基準は海拔高であり、T.P.（東京湾平均海面標高）による。

具体的な測量方法は、トータルステーションを用



第5図 大入杵命墓 旧測量図 (1/2,000)

いた平板測量である。上記のとおり基準点測量および水準測量がおこなわれた境界標石を基準として、縮尺1/100、等高線間隔25cmの原図を作成した。

測量調査は平成23年5月31日～6月10日(本地)、平成24年5月14日～25日(本地および飛地い号)にかけて実施し、出土品や文献などの関連資料調査は平成25年1月22日～25日に実施した。これらの調査はおもに陵墓調査室の担当者を中心として、月輪陵墓監区事務所職員の協力をえておこなった。なお、これらの調査にあたっては、大入杵命墓の管理をお願いしている非常勤職員の今井 勉氏に多大なご協力をいただいた⁽¹³⁾。(加藤一郎)

3 墳丘の調査

(1) 本地(大入杵命墓)

①墳丘周辺の地形と現況(第6図)

地形 本地(以下、本墓と呼称)周辺の地形は、やや不整形ながら先述のとおり扇状地となっている。一帯は現在も湧水が豊富で、本墓の前にある池をはじめ、周辺には河川以外にも用水路が多く、流れる水が絶えることはない。現在、本墓の築造された扇状地は北～北東にかけてなだらかに下る一方で、西～南西は北を流れる久江川に合流する支流によって、比較的顕著な谷地形となることで周辺地形と明瞭に区別される。墳丘はこの扇状地の最高所には占地せずに、やや下った北東よりの緩斜面上に位置している。そして、この斜面を下ると飛地に至る。本墓と飛地との距離は約35mである。

現況 本墓は小田中の集落の中にある。墳丘の北西側(拝所側)に面して北東～南西方向に旧街道が走り、この街道沿いに集落が形成されている。また、墳丘の周囲は道路が廻り、道路に面して家屋が立ち並んでいるが、家屋は道路面より1段高い位置にある。さらに、墳丘の東側・西側の家屋は道路面との高低差は少ないが、後背地となる南側ほど高低差が顕著となっている。

そのほか、第4図に示したとおり拝所の前には池が作られており、旧街道も含めて一見すると平坦面のように見える。しかし、飛地南側の畑地との比高を考えると、多少の平坦面があったとしても、現況は少なからず造成した結果と考えるのが妥当であろう。

墳丘裾の周囲は2～5mほどの余地しかなく、すぐに境界標が設置されている。北西側に拝所があり、高い位置にあたる南半分には土堤が廻る。土堤は外面が石積であり、治定後の整備によって造成されたと考えられ、周囲の道路面よりも1m前後は高くなっている。北～北東側は地形が低くなることもあって土堤は廻らず、逆に墳丘裾部が周囲の道路面より高くなっている。現状での墳丘裾は視認できるものの、特に低くなっている北東側の裾の位置がもう少し外側になる可能性は否定できない。

②墳丘の所見(第7、8図)

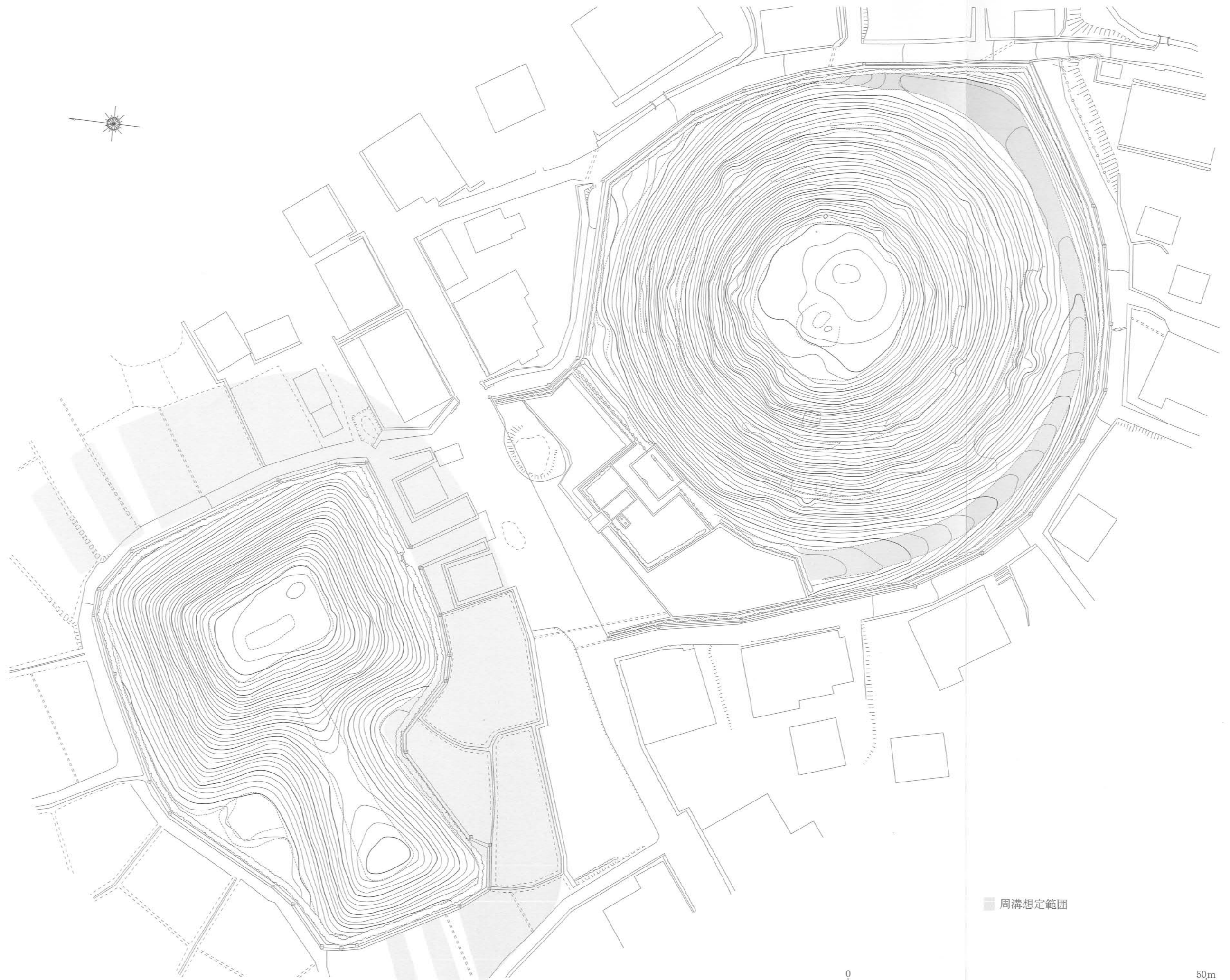
墳形と構造 詳細は後述するが、現状で精美な円形を呈する3段築成の円墳である。等高線は、南側斜面や裾付近に改変の痕跡が認められるが、樹木の影響による細かい出入りを除いて大きな乱れはみられない。

周溝 現状では墳丘南半分の範囲で、境界沿いに土堤が築かれている。見かけの上では明瞭な周溝として認識できるが、裾の位置や周辺家屋の立地状況などから推測される旧地形からも、周溝の存在は疑いのないところであろう。

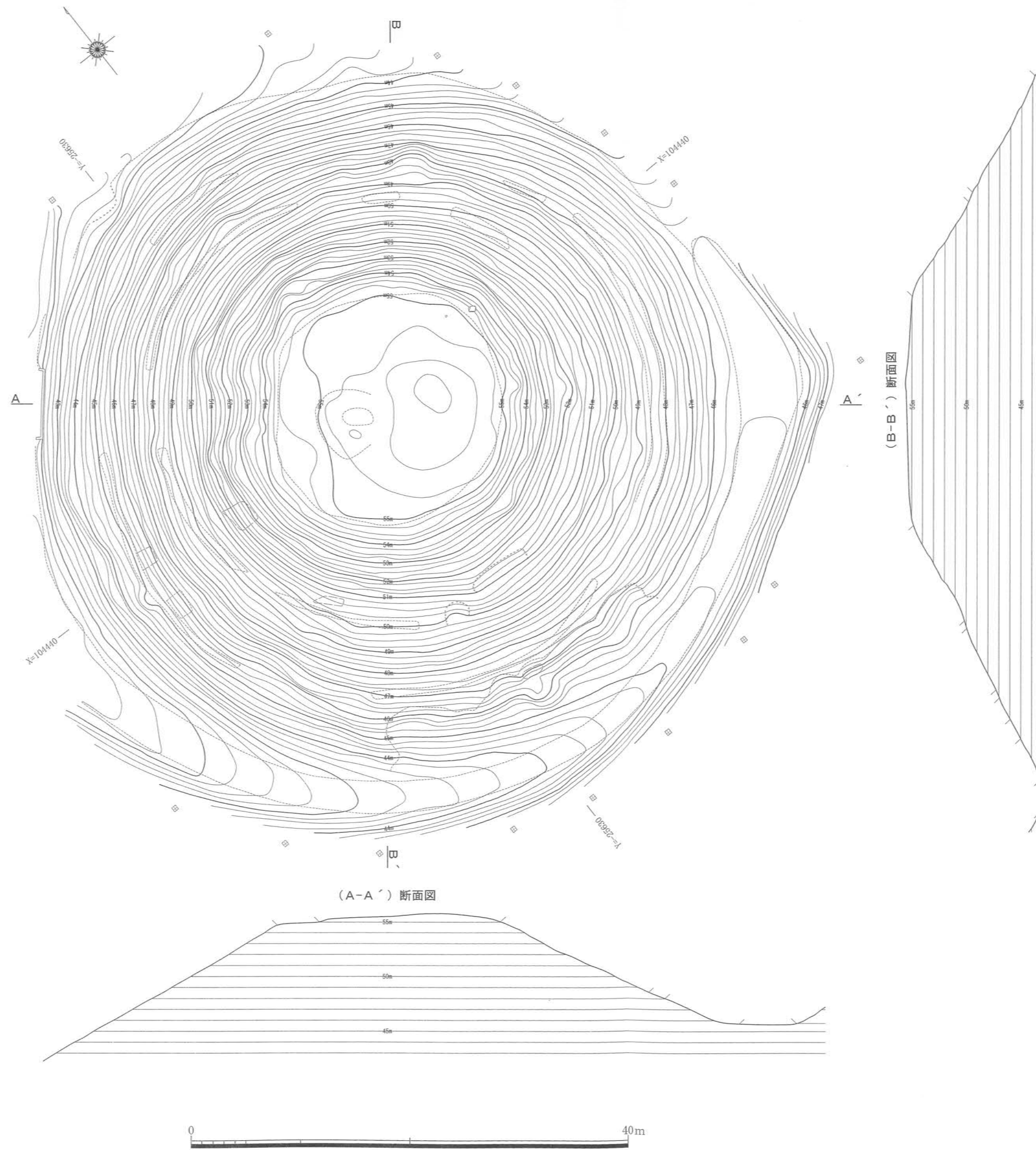
よって、土堤の有無にかかわらず、墳丘南半分の範囲は周辺地形を掘り込んだ周溝があり、特に墳丘南側ほど、築造時はさらに深いものであった可能性を考慮できることになる。そして、この観察結果が受け入れられるものならば、本墓の墳丘第1段は地山の削り出しによるものである可能性を、合わせて考えることができよう。

また、南側からの周溝が途切れて道路面より墳丘裾部が高くなっている北東側の範囲についても、道路に面した家屋が道路面より1段高く立地していることから、現在の道路部分が周溝であった可能性を示しているといえる。

一方、地形のより下る北側については、周溝が続いて墳丘を1周していたかどうか積極的に考える材料に



第6図 大入杵命基本地・飛地い号および周辺地形測量図 (1/500)



第7图 大入杵命墓 墳丘測量図(1) (1/400)

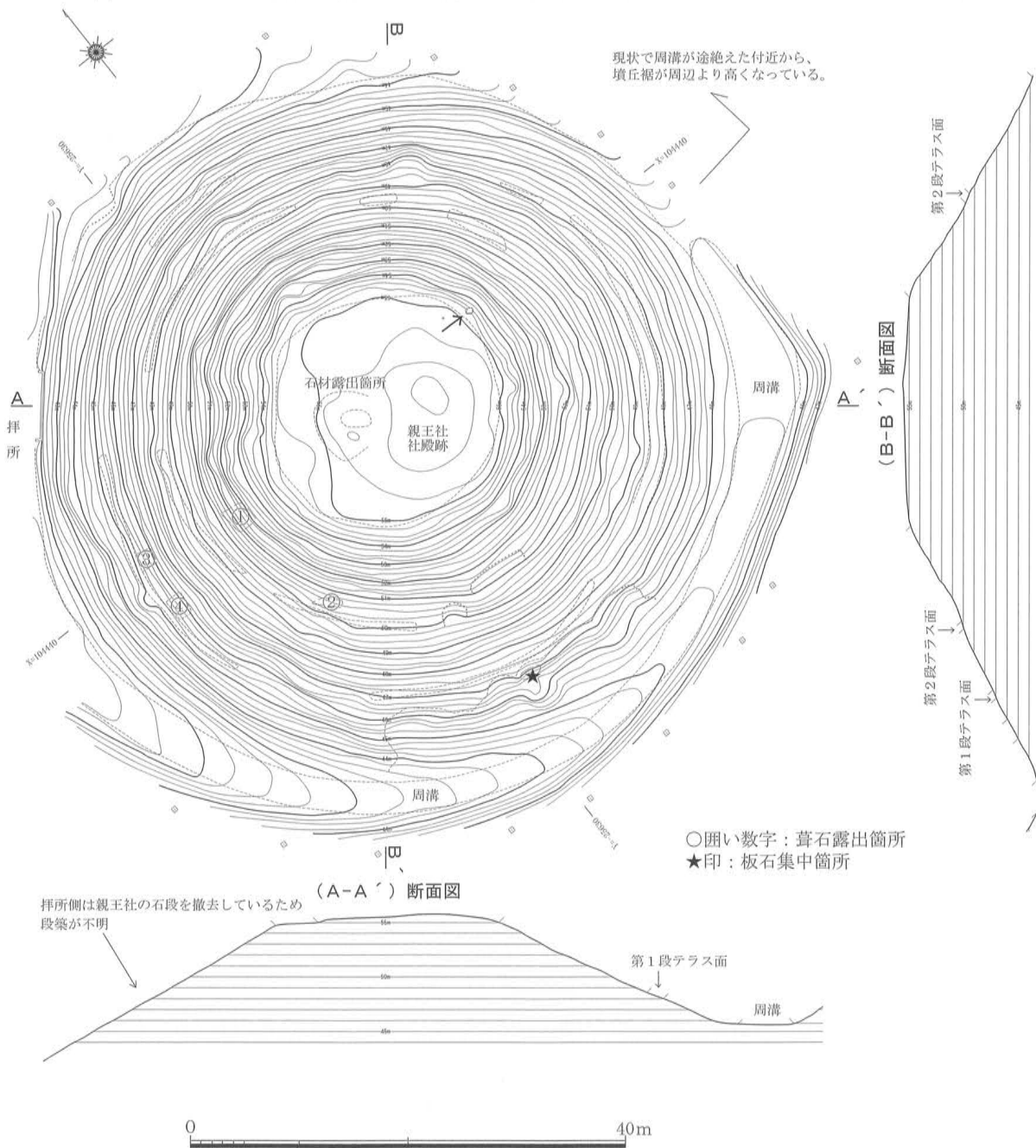
乏しいといえる。先に指摘があったとおり、馬蹄形などの形状を想定するか⁽¹⁴⁾、周辺地形との取り合いで周溝は途絶えたと考えるのが、現状からは妥当といえよう。

以上のことから、少なくとも墳丘の南半分と東北東から北東、および西北西の範囲については周溝が存在していたと考えておきたい。

墳丘裾 裾は第8図の断面A-A'にもあるように、もっとも高い南東側から反対の北西側まで、約65mの間を比高約4mで下降する。墳丘はこの斜面上に築造されている。

墳丘斜面 墳丘斜面の傾斜角度は南側で約25度であるが、北に回り込むとやや急傾斜になり、約28～30度となる。また、第1・2段に比べて、第3段はさらに急傾斜となっている箇所もある。第3段の斜面は第1・2段斜面と比べて、急傾斜で築造された可能性がある。断面図で見る以上に腰高な印象を受ける墳丘である。

テラス面 テラス面は2段分が確認され、墳丘は3段築成であることがわかる。不明瞭な箇所が多く断続



第8図 大入杵命墓 墳丘測量図(2) (1/600)

的に認められるが、わずかながら等高線の間隔が空くことで、おおよその位置を知ることができる。南東側ほど残存状態が良好である。幅は、南東側で約1.5 mを確認できるが、それ以外では経年の流土等の影響もあってか、1 m前後となっている。それぞれのテラス面の高さは、墳丘の南東側と北西側では約2 mの差があり、南東側が高い。よって、テラス面は水平に廻っているわけではない可能性が高いと考えられる。地形じたいも南東側が高くなっていることは先述のとおりであり、墳丘構造も地形を反映する形で築造されているようである。

また、テラス面の位置から各段の高さをみると、第1段が3～4 m、第2段が3～4 m、第3段が5～6 mとなり、第3段を高く築造していることがわかる。

墳頂平坦面 新王社が建てられていた南東側がわずかに高くなっており、南西側に向かって低くなる。南西斜面が新王社への参道であったが、現在は参道の工作物は撤去されている。参道の設置や撤去により、その範囲の墳丘斜面が改変されたため、テラス面などが失われている。

なお、第8図に示したように、墳頂平坦面西側縁辺部に長さ70 cmほどの大型の石が露出している（矢印箇所）。葺石としては大きすぎるようにも思われ、新王社の社殿に伴う石材の可能性も考えられるが、どちらであるかは決しがたい。

主体部 墳頂平坦面には、先述のとおり森田平次の残した絵図から石槨のあったことが判明している。拝所からみて奥側（墳頂平坦面南東より）に社殿跡と考えられる高まりがあり、その前方に石槨の露出した後の状況と考えられる長さ3 m、幅1.5 mの範囲にわたる窪みと、その周囲に排土と考えられる高まりがある状況は絵図と一致する。窪みの周囲には石が点在しており、輝石安山岩と考えられる板石のほか花崗岩と考えられる石が見られる。板石は少数しか認められない。板石の長さは40 cm程度を測るが、花崗岩と考えられる他の多くの石は長さ15～20 cmの大きさであり、一部に長さ50 cmほどの大型の石がみられる。詳細は不明であるが、近畿地方以東で石槨を主体部とする古墳は少なく、注目すべきものといえよう。

ただし、石は窪み周辺に点在しているものの（図版25-4、5）、新王社に伴う石材だった可能性もある。すべてが主体部を構成する石であったのかどうかの判断は、現状では難しいと言わざるを得ない。

葺石（第8図、図版26-3～5） 墳丘の各所に葺石が認められる。墳丘表面の覆土が薄い箇所もあり、特に北西斜面においてよく観察される。石材は、先述のとおり花崗岩類と輝石安山岩が認められる。全体的には花崗岩類を主体としており、一部に輝石安山岩の板石が見られる。石の大きさは直径10～25 cm前後のものも多く、一部に30 cmを越えるものも散見される。★地点では板石が集中している。

なお、葺石の施工方法などの細部については不明である。

埴輪列 埴輪の破片はまったく採集されない。現状では埴輪列は存在していないと考えられる。

③墳丘の規模

本墓は、3段築成の円墳である。上記の所見を踏まえて、墳丘および各所の計測値を改めて整理すると、以下のとおりである。

墳丘裾の直径：約65 m

墳頂平坦面の直径：約21 m

墳丘の高さ：（最大値）約14 m、（最小値）約10 m

各段の高さ：〔第1段〕3～4 m〔第2段〕3～4 m〔第3段〕5～6 m

テラス面の最大幅〔第1段の現状の数値〕：約1.5 m

墳丘斜面の傾斜：約25～30度

④小結

本地については、墳丘規模が直径約65 m、墳丘最大高約14 mである。これらの数値はこれまでの陵墓地形図からも把握できたが、新たに等高線間隔25 cmの測量図を作成したことにより、これまで図面上では確認できなかったテラス面の存在を示すことができ、墳丘構造と各部位の数値の概略を得られたことが成果として挙げられるだろう。テラス面は狭いものであるが、この存在により3段築成であることが明らかとなっ

た。また、葺石の存在は確認されたが、埴輪については表採できるものもなく、現状からその使用については否定的である。(清喜裕二)

(2) 飛地い号

① 墳丘周辺の地形と現況 (第6図)

飛地い号は前方後方墳である。石動山系から北へむかう山麓の扇状地のほぼ最高所にあたる緩斜面に位置しており、北へのびる山麓の斜面に対して主軸をほぼ直交させるように築造されている。飛地い号は大入杵命墓本地から最短で36mほど北側(山麓側)に位置しており、本地北側と飛地い号南側の基底面で比べると飛地い号は本地よりも1mほど低い位置にある。なお、以下では記述の都合上、東西方向を主軸として表記することとする。

墳丘の周囲は畑や道路によって囲まれており、現状では墳裾が明確ではない。墳丘東側と西側には道路を挟んで住宅が建ち並び、北側は畑地や宅地となっているがほぼ平らな様子が観察できる。南側は、畑地となっており、現状でも周囲に比べて低くなっている部分があり、現況がどの程度築造時の姿を保っているのか判断が難しいものの、周溝あるいは古墳築造に伴う改変の痕跡である可能性がある。また、東側の墳裾から16mほど東の箇所においても段差状の高まりがみられることから、やはりこれらの地形は周溝などの築造時における改変の痕跡を反映している可能性が高い。なお、北側と西側では明確な落ち込みや段差状の高まりは現状では確認できない。

これらの状況を勘案すると、飛地い号は谷側からの視角を意識して、斜面に対して主軸を直交させるようにして築造されたものと推測される。また、その築造にあたっては東側や南側については掘り込みをおこなって周溝状に地形を改変していた可能性が高い(第6図)。なお、推測ではあるが、この位置に築造されたのは微高地状の高まりを利用したためであるかもしれない。

② 墳丘の所見 (第9図)

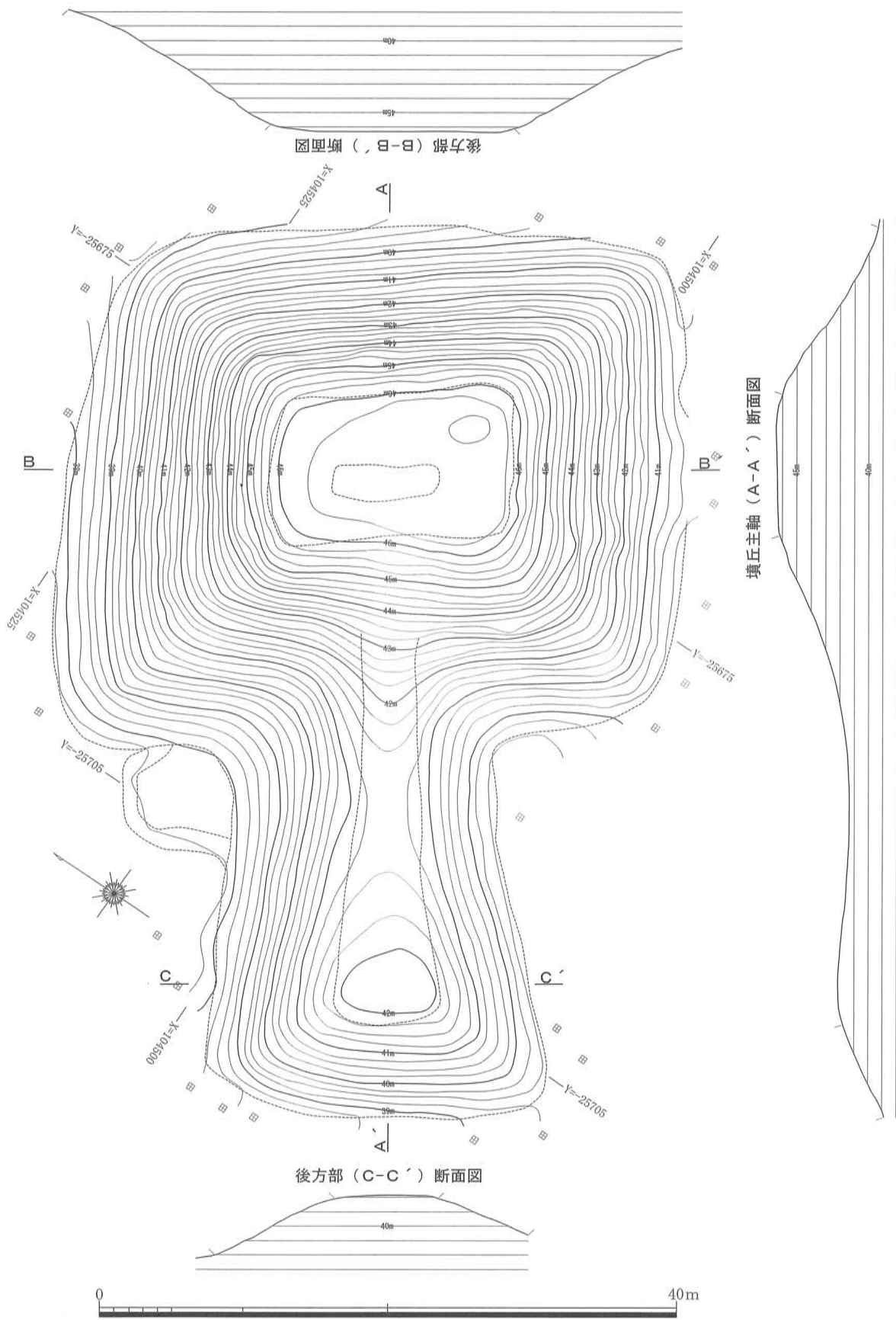
墳丘は前方後方形であり、南西に前方部を向いている。現状における傾斜変換点を墳裾とした場合、測量図から得られる墳丘主軸における現状の墳長(A-A')は約62mである。主軸は座標南に対して西に約34度振れている。後方部墳頂の標高は46.5m、前方部墳頂の標高は42mである。以下、墳丘の各部位ごとに細かくみていく。

後方部 後方部の平面形は正方形にはならず、南北に長い長方形を呈する。現状の裾における長さは、南北(B-B')が42.4m、東西が36.6mである。北・南面は、東西主軸に対して南に5度、東面は東西主軸の垂直線に対して西に4度振れており、ややいびつな長方形であるといえる。四隅は墳裾から墳頂までほぼ同じ角度を保って彎曲している。

墳裾は築造時の状況を保っていない可能性もあるが、北側斜面は、南側斜面と比べてやや広がっている。これについては、南側からのびる山麓の斜面に直交するように築造されているため、北側裾が自然と低くなることに起因するものと考えられる。

墳丘斜面の傾斜は、後方部北側が約30度、東側が約30度、西側が約22度、南側が約26度である。北側の斜面は南側に比べて傾斜が急になっているが、これは、北に向かって下がる斜面上に築造されていることに起因するものであろう。また、西側は他の面と比べて傾斜が緩やかであり、その角度は前方部西側とほぼ同じで約25度である。なお、平面形が正方形ではなく長方形となっていることについて、後方部の東側斜面が後世に削られたものではないかとする見解がある¹⁵⁾。たしかに、東側は等高線の間隔がやや密であるが、それは北側も同様であり、傾斜角度についても東側と北側は約30度で同様である。東側斜面を観察しても現状では掘削されたような痕跡はみられないし、仮に後世に土取りなどの改変がおこなわれていたとしたら、東側斜面を綺麗に面取りするような改変がおこなわれたことになり、そのような状況は想定しがたい。後述するように、この後方部の形状は類例も存在することから、築造時の形状を反映したのものであると考える。なお、各斜面ではテラス面が確認できない。

墳頂平坦面は墳裾の形状と同じく長方形を呈し、南北が約17m、東西が約10mである。後方部全体から



第9図 大入杵命墓飛地い号 墳丘測量図 (1/400)

みると墳頂平坦面はやや東側に偏っており、後方部墳裾の形態と比べるとより細長い形状である。中央やや西側には、南北約7m、東西2.5mの南北方向に長いごく浅い落ち込みがみられる。これについては、埋葬施設の陥没を反映している可能性がある。仮にこの見解が正しいとすれば、埋葬施設は石槨などではなく粘土槨あるいは木棺直葬などであった可能性が推測される。

前方部 前方部はくびれ部から前方部前面に向かって次第に広がる平面形を呈する。前方部長は主軸上で25.4mである。前方部最大幅は墳頂付近(C-C')にあり、21.7mである。北側面の等高線が直線に近いものであるのに対して、南側面の等高線はやや彎曲する。南側が大きくくびれていることが要因であると思われるが、これはおそらく畑地の耕作などによるものであろう。撥形の前方部と表現されることもあるが⁽¹⁶⁾、現状ではそのように判断できない。

墳裾で注目すべきは北側くびれ部付近である。よくみると、この部分のみ墳丘から外に飛び出すように、台形状にやや高くなっていることがわかる(図版27-5)。25cmほどのわずかな高まりであるため、断定はできないものの、造出となる可能性もあると考える。北側は集落が形成されていたと考えられる谷側に面する側であり、興味深い。ただし、前方後方墳のくびれ部においては墳丘斜面からの落下物が前方後円墳に比べて堆積しやすい構造であることは事実であり、これが人為的な構造物であるのか否かについては判断を保留しておく。今後、前方後方墳の調査においてはこのような点についても注意が払われることを期待したい。なお、南側くびれ部においては境界がせまっており、仮に同様の高まりがあったとしてもその位置はすでに畑地となっており、その存在を確認することはできない。

墳丘斜面の傾斜は、前方部北側が約26度、西側が約25度、南側が約22度である。後方部と同じく、北側は南側よりも斜面が急になる傾向がある。なお、墳丘斜面ではテラス面が確認できない。

前方部頂は後方部頂よりも3.8mほど低い。前方部の墳頂平坦面は、くびれ部から前方部の前面付近にかけて約27mの広い範囲でみられる。前方部前面付近が、くびれ部側と比べて0.5mほど高くなる程度であり、墳頂平坦面の傾斜は比較的なだらかといえる。

葺石 現状では墳丘内で葺石に由来すると考えられる石材はあまりみられないが、ところどころに葺石と思われる角礫が確認できた。前方部西斜面裾では、基底石となる可能性も考えられる角礫がわずかに露出していた(図版28-5)。全形がみえるわけではないが、人頭大であり、平滑な面が外側に向けられている。さらに、後方部南側斜面においても角礫がわずかに確認できた。拳大であり、前方部西斜面裾でみられた石材に比べると小さい。これらが葺石であるとすれば、基底石には人頭大、その他の箇所には拳大の角礫を使用していたものと推測される。なお、飛地い号においては、本地や雨の宮1号墳などで葺石としての使用が確認されている板状の石材は現状で確認されていない。

③墳丘の規模

これまで述べてきた墳丘について、測量図から得られた各部の主要な計測値を抜き出した。あくまで現状の数値であることを念頭に、以下にまとめておきたい。

墳 長(断面A-A') : 62m〔後方部長36.6m、前方部長25.4m〕

後方部幅 裾 : 長軸(断面B-B') 42.4m、短軸36m、墳頂部 : 長軸17m、短軸10m

後方部最大比高 : 8.4m

くびれ部最小幅 : 約19m

前方部幅(断面C-C') : 21.7m

前方部最大比高 : 4.2m

墳丘最高所(後方部頂) : 46.5m〔前方部頂は標高42m〕

④小結

今回の墳丘調査の結果、現状において飛地い号は墳長約62mで段築のない前方後方墳であり、その築造にあたっては主に東側や南側を中心にして周辺地形を改変して周溝を形成していた可能性のあることがわかった。また、北側くびれ部では造出となる可能性もある台形状のわずかな高まりを確認することができた。

さらに、後方部墳頂における縦に長いわずかな落ち込みについては、埋葬施設を反映したものである可能性を指摘できる。葺石については、前方部前面の南側で基底石となる可能性のある石材や斜面上で拳大の石材がわずかに確認できる。これらの石材はいずれも角礫であり、板石状の石材は確認できない。

また、正方形ではなく長方形となる後方部の形状については、後世の改変によるものではなく、築造時の状況を反映している可能性の高いことが指摘できる。こうした形状の後方部をもつ類例については、能登以北の北陸地域から福島県を中心として分布しており、石川県鹿島郡中能登町の川田ソウ山1号墳⁽¹⁷⁾、富山県氷見市朝日丘所在の朝日潟山1号墳⁽¹⁸⁾、福島県河沼郡会津坂下町の鎮守森古墳⁽¹⁹⁾、福島県喜多方市所在の十九壇3号墳⁽²⁰⁾などの例が確認できる。北陸地域と福島県は新潟県を経由して結びつきのある地域であり、その関連が注目される。そうした意味ではその中間地点にあたる新潟県新潟市西蒲区に所在する山谷古墳⁽²¹⁾（前方後方墳：墳長約37m）において後方部に取り付く造出の存在が指摘されている点も注意される。

今回報告した飛地い号の墳丘調査報告が今後の前方後方墳の墳丘構造に関する研究などに寄与する点があるとすれば幸いである。

（土屋隆史・加藤）

4 出土品の調査

大入杵命墓からの出土が伝えられている遺物としては、白久志山御祖神社所蔵の三角縁波紋帯三神三獣鏡、管玉や宮内庁書陵部所蔵の鋏形石、石棒が知られている。今回、墳丘外形調査の報告をおこなうにあたって、これらの出土品についても調査を実施したので以下に報告する。

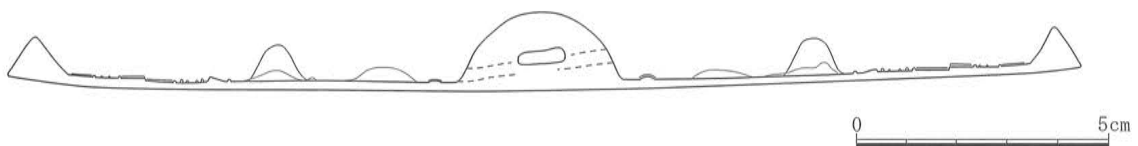
（1）白久志山御祖神社所蔵資料

①三角縁波紋帯三神三獣鏡（第10図、図版1～3-1、2）

完形品で、面径21.2～21.4cm、重量827gである。全体的に赤っぽい土壌が付着しているが、これが朱などを反映しているのかどうかは不明である。京都大学文学部考古学研究室が作成した『三角縁神獣鏡目録』の133番にあたる資料で⁽²²⁾、鈕は半球形、鈕座は有節重弧紋座である。鈕孔はどちらも長方形を基調とする形状となっており、鈕孔1については鏡背面より3～4mmほど浮いて位置し（図版3-1）、鈕孔2については鏡背面と接している（図版3-2）。内区主紋部は界圈近くに配された六つの乳で区画され、神像と獣像が3体ずつ交互に配される三神三獣形式である。6乳のうち4乳の内側には博山炉が表現されている。神獣像の配置は小林行雄氏による分類のL2型式⁽²³⁾で、神獣像の表現は岸本直文氏による分類の表現③⁽²⁴⁾に該当する。無紋の斜面をもつ界圈を挟んで内区外周には珠点をともなう複線波紋と櫛歯紋がみられる。なお、複線波紋にともなう珠点は複線波紋よりも突出している箇所が多い点の特徴である。外区には鋸歯紋・複線波紋・鋸歯紋が配され、三角縁となっている。断面形状については、岩本崇氏による分類のM群（外区5式、鈕a式、乳iv式）に属し⁽²⁵⁾、内区と外区の厚みにほとんど差のない点の特徴である。なお、湯口については、紋様の不鮮明な箇所が同一箇所に集中するような状況ではないため不明である。また、外区に研磨した痕跡を確認できるが、鋸歯紋をほどこした際の輪郭線が確認できるような状況であることから、それほど強い研磨はおこなわれていない。

以下では、おもに内区主紋について細かくみていきたい。なお、神獣像については図版1において下に位置する神像を神像Aとし、そこから反時計回りにそれぞれ獣像A、神像B、獣像B、神像C、獣像Cとする。

神像Aは、雲紋状に表現された台座の上に座っている。顔の大部分が剥落しており、衿の周囲に珠点のみ



第10図 大入杵命墓 三角縁波紋帯三神三獣鏡断面実測図（2/3）白久志山御祖神社所蔵

られる点が特徴的である。胴部は輪郭線で囲まれており、そうした点は表現⑧や⑩に類似する。東王父である可能性がある。

獣像Aは、角を二つもち、胸部に鱗状の表現がみられることから龍と考えられる。尾が2本表現されている点の特徴的であり、これは施紋の失敗である可能性も考えられる。獣像Aは鉅（維鋼）を銜えており、鉅と獣像の空隙には鳥が表現されている。この鳥の表現は佐賀県十三塚遺跡出土の方格八鳳鏡などにみられる鳥に類似するものである。三角縁神獣鏡においてこのような鳥の表現は、いわゆる「仿製」三角縁神獣鏡にみられる例が多く、舶載三角縁神獣鏡から「仿製」三角縁神獣鏡への移行期であることを示すとともに、両者が関連することを示すものといえる。なお、いわゆる波紋帯鏡群のなかで鉅が表現されているのは異例といえる。

神像Bは、鑄上りが悪く顔の表現は不明である。鋸歯状の台座の上に座っており、この鋸歯状の表現が崑崙山と考えられることから、神像Bは西王母を表現したものであろう。

獣像Bは、獣像Aと同様の表現であり龍と考えられるが、獣像Bに関しては鉅（維鋼）が表現されていない。

神像Cは、雲紋状に表現された台座の上に座っている点が神像Aと共通している。三山冠をかぶっているようにもみえることから東王父である可能性がある。

獣像Cは、角がなく胸部の表現が鱗状でないことから虎であると考えられる。獣像Aと同様に鉅（維鋼）を銜えている。獣像Cと神像Aの空隙には魚が表現されているが、これは陳氏作鏡系や「仿製」三角縁神獣鏡にみられる特徴といえる。

上述したことを総合し、本鏡の位置づけを示すとすれば、舶載三角縁神獣鏡における最新段階に位置づけるのが妥当と考えられる。また、内区と外区における断面の厚みに差異がみられない点、鳥や魚の表現といった点などのように「仿製」三角縁神獣鏡との関連を示す要素も複数みられることから、舶載三角縁神獣鏡から「仿製」三角縁神獣鏡へと変遷する過程を考える上で本鏡は重要な資料といえることができる。

②管玉

大入杵命墓出土品としてこれまでに紹介されているものとして、上記の三角縁波紋帯三神三獣鏡のほかに碧玉製の管玉1点があるものの、今回の調査において実物を実見することはできなかった。（加藤）

（2）宮内庁書陵部所蔵資料

①鋏形石（第11図1、3、図版3-3、4）

笠状部から環体部上半の破片1点が所蔵されている。既に書陵部展示会の展示目録⁽²⁶⁾や本誌第42号において写真、実測図により紹介されているが、今回新たに実測図の作成、写真撮影をおこない改めて提示することとした。

資料の現状は環体部の途中で折損しており、突起部や板状部が完全に失われている。現存長7.9cm、環体部残存幅7cmを測り、笠状部は長さ2.9cm、最大幅6.7cm、最大厚2.2cmを測る。笠状部は比較的高い部類に属するといえよう。正面から側面にかけては3段の匙面が施されている。上の1段はごく浅く幅広い匙面が廻り、中・下段はやや深く幅の狭い匙面が廻る。背面は平滑であり、中央には水管溝を表現した幅0.7cmの匙面が認められる。また、正面から側面にかけての匙面のうち中・下段に対応するように、幅3mmほどの凹線が2本認められる。石材は、灰緑色を呈する緑色凝灰岩である。

上記した形態上の特徴をこれまでの研究成果に対照させると、型式学的には比較的新相に位置づけられる資料といえる⁽²⁷⁾。

なお、これまで本資料は大入杵命墓の出土とされ、愛知県犬山市東之宮古墳出土品とともに、鋏形石分布の東限として知られてきた資料である。しかし、後述するとおり、関連文献からは出土について確認できない。よって、本墓の出土遺物であることの確定が困難な資料といわざるを得ない。三角縁神獣鏡が出土していることから、その存在と合わせて鋏形石出土古墳としてふさわしいということではできようが、今後の取り扱いについては注意を要する。しかし、いずれにしても中能登町付近で鋏形石が出土していたことは認めてよいようであり、これまでの分布の認識に影響を与えるものではないと言えよう。

②石棒（第11図2、3）

現存長9.3cm、最大径2.6cmを測る。花崗岩製と考えられる石棒である。上・下端部はいずれも欠損しており、端部の形状や本来の長さは不明である。断面は楕円形を呈しており、残存部において形状の変化は認められない。古墳時代の遺物である可能性は低く、本墓に伴うものではないと考えられる。（清喜）

（3）出土品に関する文献

以下では、大入杵命墓の出土品について言及した記録類をとりあげ、大入杵命墓出土品に関する情報を整理しておくこととしたい。

①石川県立図書館所蔵資料

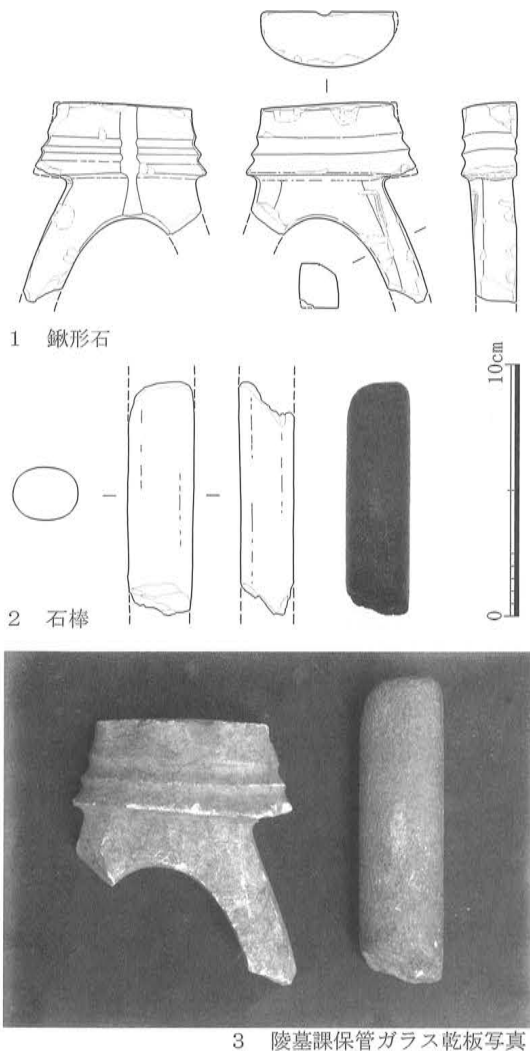
石川県立図書館には森田平次氏が著した『好古餘録』（請求記号：4函-16）が所蔵されており、大入杵命墓出土の鏡と管玉に関する記述や管玉の図面がみられる（第12図）。これによれば、かつて当墓の石槨より鏡や管玉が出土したという伝承のあることがわかる。鏡については「指渡シー尺計、厚五歩計、面無地、背ニハ人形ノ如キモノ真中ニ一ツ、廻リニ六ツ有テ、一寸或ハ五六歩計高ク、鑄出セリ人形ヤウノモノ何ト云フ更ニ考ラズ、七ツ有故七ツ見ノ鏡ト称ス・・・」などとの記載がある。記載のある直径が「一尺計」となるような鏡としては三角縁神獸鏡が該当する確率が高い。また、鏡の中央に「人形ノ如キモノ」が一つあり、周りに六つあるというのは、中央のものが何を指すのか不明であるものの、周りのもものについては神獸像を指すものと判断される。また、これら合計七つの「人形」状のものについて「七ツ見鏡」と呼称する

のは、下で紹介する公文書と同様といえる。なお、管玉については、かつて鹿島町史などにおいて記載されたものと寸法や穿孔の位置などが近似しており、同一のものともみて間違いない。

②宮内公文書館所蔵資料

宮内公文書館が所蔵する特定歴史公文書等『重要雑録明治31・33～38・40～44年』（作成部局：諸陵寮、請求記号：24307）の「明治41年第3号」には「大入杵命御墓附属ノ鏡、勾玉ヲ郷社白久志山御祖神社へ下渡ノ件」という一件書類があり、大入杵命墓出土品に関する諸陵寮と石川県のやりとりが記されている。大入杵命墓出土品を考えるうえで参考になるので、長くなるが以下に時系列を追いつながり引用するとともに、説明をくわえておきたい。

6月19日付け発社第27号による石川県から諸陵寮への通牒には「縣下鹿島郡御祖村字小田中大入杵命御墓附属七ツ子鏡、勾玉ハ、明治九年一月貴寮出張員ト協議ノ上、今井八藏へ保管セシメ置候処、右今井八藏ハ現守部今井初藏ノ父ニシテ既ニ死亡ノ者ニ付、本日更ニ守部へ保管ヲ命シ置候、此段及御通報候也」とあり、これに対する諸陵寮から石川県への6月24日付けの返答には「六月十九日発社第二七号ヲ以テ大入杵命御墓附属ノ鏡及勾玉之儀ニ付御通報之趣有之候處、右ハ當寮ニ於テ保管可致候条、通送方御取計御成度、但右之品ハ御墓ヨリ發顕セシモノニ候哉、然ラハ其發顕之箇所及年月等詳細御取調越相成度、此段及御依頼候也 追テ荷造費及通送料ハ當方ヨリ支出可致候条、此段申添候也」とある。このこ



3 陵墓課保管ガラス乾板写真

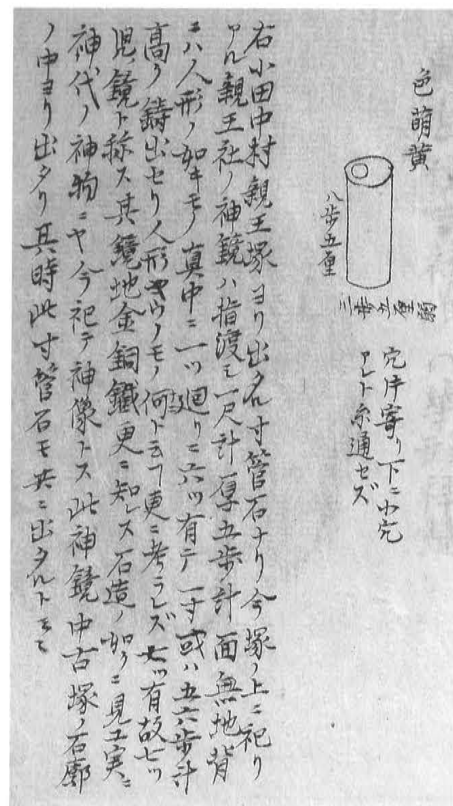
第11図 「石川県鹿嶋郡小田中」出土
鍬形石・石棒実測図（1/3）および写真

とから大入杵命墓出土品である鏡と玉は明治9年から陵墓を管理する守部によって保管されていたが、その報告を受けた諸陵寮は、出土品の保管は諸陵寮がおこなうべきであり、諸陵寮へ出土品を送るとともに出土の経緯に関する調査を依頼していることがわかる。

この返答を受けた石川県は7月11日付けで以下のような書類を提出している。「客月廿四日附陵雜第一二六號ヲ以テ縣下鹿島郡御祖村字小田中大入杵命御墓附属鏡勾玉貴寮へ通送方御依頼ノ処、同御墓ハ明治九年一月御墓御確定前迄ハ御墓頂上ニ社殿アリテ親王社（現今村社能登臣祖神社ト称シ小田中ノ氏神ナリ）ト称シ、小田中ノ産土神トシテ大入杵命ヲ奉祀シ、前記鏡、勾玉ヲ神實ト尊崇シ居タル次第二候、其故ハ該鏡及勾玉ハ年代ヲ詳カニセサルモ、往古御墓ヨリ掘得タルモノニシテ命ノ御所持品ト称シ、之ヲ神靈トシテ古来尊崇措カサル義ニ候、然ルニ御墓御確定ト同時ニ御墓頂上ノ氏神社ハ之ヲ取拂ヒ、御墓兆域内全面木柵外ノ一隅ヲ借用シテ之ニ移築シ、鏡及勾玉ハ當時出張ノ貴寮属及本縣属ニ於テ協議ノ末、御墓附属品トシテ當時ノ親王社氏子総代タル今井八蔵ニ保管ヲ命シタルモ、依然神實トシテ之ヲ神社ニ奉齋シ置クコトハ認メタルモノノ如クニ有之候、右様ノ次第ニテ歲月ノ久シキニ亘リ蒙昧ノ村民等ハ之カ所有ノ貴寮ニ移リ居ルヲ知ラス、自巳氏神ノ神体トシテ信仰深ク、今ヤ之ヲ貴寮へ引揚ケラルルノ報ニ接シ憂慮措カス、強テ之カ御譲與ヲ情願シ已マサルニ付テハ、裏情愍諒スヘキ廉モ有之哉ニ存候而、已ナラス素ト神体トシテ奉齋シ居ルモノナレハ散逸不敬等ノ義ハ毫モ無之ト存候条、御詮議ノ上ハ該神社へ御譲與相成ル運ニハ參リ不申哉、一應得御内意度何分ノ御報相願度候也」。このように、石川県はかつての協議の結果、親王社で保管することが認められた経緯や地元民の感情を考慮して現状の維持を希望している。

これに対し、諸陵寮では「大入杵命御墓ヨリ発顕ノ古器物處分之儀ニ付伺」という書面で「石川県鹿島郡御祖村字小田中村社氏子総代ニ於テ、同村大入杵命御墓附属品鏡勾玉ヲ保管致居候趣ニ付、右ハ當寮ニ取寄セ保管可致積ヲ以テ通送方該縣へ及照会候処、別紙ノ通申越ノ趣有之取調候処、去ル明治九年一月大入杵命御墓御決定前迄ハ御墓ノ頂上ニ同命ヲ祀レル社殿アリテ、前記鏡勾玉ハ往古御墓ヨリ発顕シタル物ナルガ故ニ之ヲ神体トシ尊崇致来候処、御墓御決定後社殿ヲ塚下ニ移轉シタルモ鏡勾玉ハ依然神實トシテ奉齋致候趣〔但、其際出張ノ掛り員ト地方吏員ト協議上、鏡勾玉ヲ御墓附属品トシテ氏子惣代へ保管セシメタル由ニ候ヘトモ、此儀ハ當時ノ記録ニハ無之候〕然ルヲ今日ニ至リ徴取致候テハ人望ニモ関シ候次第ニ付、御墓ヨリ発顕シタル品ニモセヨ神体トシテ崇敬シ之ヲ保管スルニ於テハ差支モ無之儀ト存候間、該縣へ左案ノ通回答致シ可然哉此段相伺候也」とし、「石川県へ申入按」とした「七月十一日發社第二七号ノニヲ以テ御縣下鹿島郡御祖村字小田中大入杵命御墓附属品鏡勾玉之義、全所氏神親王社へ譲与之件ニ付御照會之趣了承、右ハ旧来神体トシテ崇敬致来タル義ニ付、該神社へ下渡不苦候条此段及御内答候也」という内容をもって8月10日付けで内々の回答をおこない、出土品を親王社へ譲与することを認めている。

これを受けた石川県は9月3日付けの通牒で「縣下鹿島郡御祖村字小田中大入杵命御墓附属品鏡、勾玉ノ儀ニ付、去ル七月十三日附發社第二七號ノ二御照會及ヒ候義モ有之候處、去ル十日陵雜第一二六號ヲ以テ、右ハ旧来氏神親王社神體トシテ崇敬致来タル義ニ付該神社へ下渡不苦旨御内示ニ付、今回御墓守部ノ保管ヲ解キ、別祀ノ命令ヲ以テ元親王社即チ現今郷社白久志山御祖神社〔郷社久志伊奈太岐比咩神社ト合併シ郷社白久志山御祖神社ト改称セリ〕ニ附與シ請書ヲ徴シ置キ候、此段及御報候也」とし、請書の写しが添付されている。この請書には大入



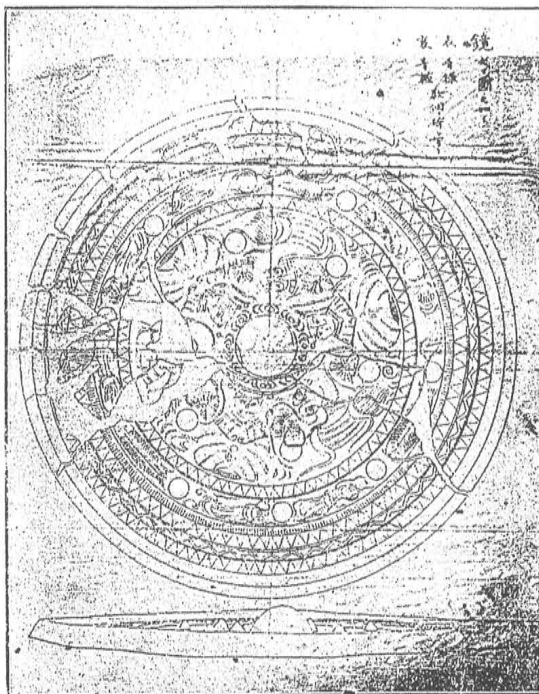
第12図 『好古餘録』(石川県立図書館所蔵)

杵命墓附属品として、「七ツ子鏡」と「勾玉（管玉壺個）」が記載されており、「今回特別ノ詮議ニ依リ、宮内省諸陵寮ヨリ」「附與相成候條、左項ノ條件ヲ遵守シ」とあって、その条件として「一 鏡及玉トモ往年御墓ヨリ掘得タル所ノモノニテ御墓ニ深キ関係ヲ有スルモノニ付、将来御墓ニ関スル取調上必要アル場合ハ何時ニテモ之カ調査ヲ拒ムヘカラサルコト」、「二 鏡及玉ハ御墓ト分離シ得サル物件ニ付、将来神社ヲ廢シ又ハ御祖村以外ノ地ニ轉社合社セントスルトキハ宮内省諸陵寮ニ返上スヘキコト」という二点が明記されている。

なお、特例として出土品の譲与を認めることについて、内々で回答していたものの、宮内省内での合意形成をはかる前に石川県から請書（受書）が届いてしまうという事務手続き上の錯誤が生じてしまったために、明治41年9月11日起案の「大入杵命御墓附属古器物處分之件」という文書に「石川縣鹿島郡御祖村字小田中大入杵命御墓附属古器物處分之儀ニ付、別紙甲印之通經伺之上該縣へ及内答候ニ付、神社へ附與スルニ付テハ更ニ可願出答之處、本官ヨリノ内答ニ依リ直チニ神社へ附與スルノ命令ヲ發シ受書ヲ徴シ候趣ヲ以テ別紙乙印之通り通報有之、右ハ順序ヲ誤リ候儀ニハ候へ共、既ニ命令ヲ發シ受書ヲ徴シ候儀ニ付御聞置相成可然哉、此段相伺候也 追テ石川縣へハ本官ヨリ左按之通照會可及積リニ付、此段副申候也」とある。そして、その案は以下の通りである。「九月三日發社第二七号ノ六ヲ以テ大入杵命御墓附属品鏡勾玉之義、郷社白久志山御祖神社ニ附与シ、社司及氏子惣代ノ受書ヲ徴シ候趣御通報有之候処、右ハ去ル七月十一日發社第二七号ノ二ヲ以テ本官之内意御承知相成度趣御照會ニ依リ、八月十日陵雜第一二六号ヲ以テ不苦旨御内答及候次第第二有之、仍テ表面御照會之上ハ當省大臣へ経伺之上御回答可及答之處、本官ヨリノ内答ヲ以テ直チニ御處分相成候儀ハ順序ヲ誤リ差支候ヘトモ、既ニ受書ヲ徴セラン候義ニ付致方モ無之存候條、以後ハ右様之義無之様特ニ御注意相成候様致度、此段及照會候也」

以上が『重要雑録 明治31・33～38・40～44年』の「明治41年第3号」の内容であり、特例として地元への出土品の譲与を認めることや今後の出土品調査についての協力を確約させるなど興味深い内容が含まれる。また、出土品に関する記述としては鏡（七ツ子鏡）と玉（勾玉との記載が多いが、請書の記載からみて管玉の誤りか）がそれぞれ1点ずつ存在することが示されているのみであることを確認しておきたい⁽²⁸⁾。

(寫古)鏡鉦見發中田小



第13図 『加賀・能登ノ古代遺跡』掲載の鏡絵図

鏡
大
下
圖
之
如
し
青
緑
敷
回
鑲
有
り



第14図 柳井茶臼山古墳出土鏡の絵図

③上田三平著の『加賀・能登ノ古代遺跡』石川県史蹟名勝調査報告第1輯

上田三平氏はその著書のなかで大入杵命墓について直接言及していないものの、近傍に所在する水白鍋山古墳を紹介する中で能登における銅鏡出土古墳に言及し、大入杵命墓をあげている。また、その大入杵命墓出土鏡は神社に奉祀されているとともに、付近から鍬形石の破片が出土していることを指摘している。そして、「小田中発見銅鏡古寫」として三角縁獣紋帯三神三獸鏡の絵図が同書に掲載されている。

まず、同書の内容における重要な点について望月幹夫氏よりご教示いただいたので以下に記しておきたい。それは、同書に掲載された三角縁獣紋帯三神三獸鏡の絵図（第13図⁽²⁹⁾）が、東京国立博物館が所蔵する『明治二十四・二十五年埋蔵物録』に収められている「山口県玖珂郡柳井村代田八幡宮所屬地ニ於テ発掘ノ古鏡買上ノ件」という書類に付属する絵図（第14図⁽³⁰⁾）と同一であるという点である⁽³¹⁾。すなわち、上田氏が「小田中発見銅鏡古寫」として提示した絵図は、山口県柳井市に所在する柳井茶白山古墳から出土した三角縁神獸鏡の絵図であったのである。これが何かの錯誤であるのか、それともただ三角縁神獸鏡の例として使用しただけであるのかは不明と言わざるをえない。しかし、これまでこの情報をもとになされてきた三角縁神獸鏡が2面出土しているという大入杵命墓についての評価について見なおす必要があることは確実である。

また、同様に大入杵命墓から出土したと考えられることが多い当部が所蔵する鍬形石についても、上田氏の記述によれば「此附近ヨリ狐鍬形石破片ヲ出セリ」とあることから、大入杵命墓からの出土ではなくその近隣から出土したものである可能性が高い。

これらのことを総合すると、2面の舶載三角縁神獸鏡と鍬形石が共伴するというこれまでなされてきた大入杵命墓の位置づけは事実誤認と考えたほうがよいといえる。

④小結

森田平次氏の『好古餘録』、公文書類、上田三平氏の『加賀・能登ノ古代遺跡』における大入杵命墓出土品に関する記載をみてきたが、ここではこれまで大入杵命墓からの出土が伝えられてきたものについて、その妥当性を判断しておきたい。

まず、大入杵命墓出土品としていずれにも記載されているものは、三角縁波紋帯三神三獸鏡1面、管玉1点のみである⁽³²⁾。そして、これまで大入杵命墓出土品とされてきた三角縁獣紋帯三神三獸鏡1面については柳井茶白山古墳出土品との錯誤であり、大入杵命墓から出土した実態のないことがほぼ確実である。また、鍬形石については大入杵命墓の近隣から出土したことが伝わるが、大入杵命墓から出土したものと断定できる根拠はない。さらに、石棒についてはいずれの書誌にも記載がないため不明と言わざるをえないが、大入杵命墓から出土した可能性は低く、鍬形石と同様に近隣から出土した可能性が考えられる。

よって、現在、大入杵命墓出土品として認定できるものは、三角縁波紋帯三神三獸鏡1面と管玉1点のみである可能性が高い。

(加藤)

まとめ

今回の報告では、大入杵命墓の本地および飛地い号の墳丘調査の報告とともに、出土品やそれに関連する公文書についての報告をおこなった。

墳丘調査では、本地が3段築成で直径約65m、最大高約14mの円墳であることを確認した。また、本地では板石状となる輝石安山岩と河原石である花崗岩類の二種が確認できる。飛地い号については、墳長約62mで段築のない前方後方墳であり、主に山側の周辺地形を改変して周溝を形成していた可能性のあることを指摘した。また、北側くびれ部では造出となる可能性もある台形状のわずかな高まりを確認するとともに、後方部墳頂では埋葬施設を反映する可能性のある落ち込みを確認した。なお、飛地い号では板石状の石材は確認できず、花崗岩類のみが現状では確認されている。

出土品の調査では白久志山御祖神社が所蔵する大入杵命墓出土の三角縁波紋帯三神三獸鏡を調査できたことが特筆される。本鏡はこれまで存在はしられていたものの、近年大きく研究が進展した三角縁神獸鏡にお

いては情報が不足していたものであり、今回の報告が今後の研究に寄与するところがあれば幸いである。

また、出土品に関連して実施した公文書類の検討からは、鍬形石が大入杵命墓出土とは断定できないこと、これまでの共通認識ともいえる大入杵命墓から三角縁神獸鏡が2面出土したとする理解は事実誤認であることを示し、大入杵命墓出土品として確定できるのは白久志山御祖神社が所蔵する三角縁波紋帯三神三獸鏡1面と管玉1点のみであること指摘した。(清喜・加藤・土屋)

註

- (1) 藤 則雄「雨の宮古墳群『第1号墳の葺石』の石質について」『史跡雨の宮古墳群』、鹿西町教育委員会、2005年。
- (2) 国立国会図書館所蔵本を参照した(請求記号:WA7-255)。
- (3) 和田文次郎『能登誌』、1896年。
- (4) 浅香年木「古代の羽咋」『羽咋市史』原始・古代編、1973年。
- (5) 森田平次氏は文政6年(1823)生まれの郷土史家で、前田家の家史編纂などもおこなっている。森田平次氏については下記の文献が詳しい。

藤島秀隆・鈴木雅子「加賀藩の郷土史家森田柿園とその系譜」『金沢工業大学研究紀要B』第11号、金沢工業大学、1988年。

なお、森田家は加賀藩の陪臣で、多くの文化人を輩出している。石川県立図書館には、この森田家歴代の蔵書が「森田文庫」として登録されている。

石川県立図書館『森田文庫目録』、2004年。
- (6) 同様のことは註4文献からもわかる。なお、森田盛昌氏は先述した森田平次氏の先祖にあたる人物である。
- (7) 森田平次氏の遺稿集である『能登志徴』〔昭和13年(1938)、石川県図書館協会が同44年に復刻〕によれば、親王社は墓前の濠の傍らに移転したという。また、その後に近傍に存在していた複数の社とともに白久志山御祖神社として合祀されたようである。
- (8) 該当する文献が不明である。明治29年(1896)に刊行された和田文次郎氏による『能登誌』を指している可能性を考えたが、参照したところそのような記述をみつけることはできなかった。
- (9) 谷内尾晋司「古墳文化」『鹿島町史』資料編(続)上巻、1982年。
- (10) 佐藤利秀「大入杵命墓整備工事に伴う事前調査」『書陵部紀要』第43号、1992年。
- (11) 小田中の親王塚を考える会「鹿島町小田中親王塚古墳周溝確認調査報告」『能登半島の考古学』、石川考古学研究会、2001年。
- (12) 谷内尾晋司「能登半島における古墳の変遷と築造背景—小竹ガラボ山古墳の再検討から—」『石川考古学研究会々誌』、石川考古学研究会、2002年。
- (13) なお、今回の調査や写真の掲載などにあたっては以下の方々や機関からご高配賜った。記して謝意を表したい(敬称略・五十音順)。

伊藤雅文、岩本 崇、車崎正彦、能登部清房、林 大智、守山一富、安中哲徳、安井重幸、谷内尾晋司、石川県立図書館、白久志山御祖神社
- (14) 註(11)に同じ。
- (15) 註(9)に同じ。
- (16) 註(9)に同じ。
- (17) 河村好光編『石川県鳥屋町川田古墳群』、鳥屋町教育委員会、2001年。
- (18) 大野 究「朝日湯山古墳群・中村天場山古墳測量調査の成果」『氷見市遺跡地図』第2版、氷見市教育委員会、1993年。
- (19) 吉田博行編『鎮守森古墳 国指定史跡鎮守森古墳発掘調査報告書』、会津坂下町教育委員会、1998年。
- (20) 中川伝吾・中村五郎・大川原栄喜・穴沢味光・小滝利意「塩川十九壇古墳群調査報告」『福島考古』第14号、福島県考古学会、1973年。
- (21) 甘粕健・小野昭編『越後山谷古墳』、巻町教育委員会・新潟大学考古学研究室、1993年。
- (22) 下垣仁志「三角縁神獸鏡目録」『三角縁神獸鏡研究事典』、吉川弘文館、2010年。

岩本 崇「三角縁神獸鏡地名表」『日本考古学協会2010年度兵庫大会研究発表資料集』、日本考古学協会2010年度兵庫大

会実行委員会、2010年。

- (23) 小林行雄「三角縁神獸鏡の研究—型式分類編—」『古墳文化論考』、平凡社、1976年（初出は『京都大学文学部紀要』第13、1971年）。
- (24) 岸本直文「三角縁神獸鏡製作の工人群」『史林』第72巻第5号、史学研究会、1989年。
- (25) 岩本 崇「三角縁神獸鏡の生産とその展開」『考古学雑誌』第92巻第3号、日本考古学会、2008年。
- (26) 宮内庁書陵部陵墓課編『出土品展示目録 石製品 石製模造品』、宮内庁書陵部、1982年。
- (27) 渡辺貞幸「鋳形石の基礎的研究」『島根大学法文学部文学科紀要』第2号、島根大学法文学部、1979年。
櫻井久之「鋳形石の系譜と流通」『考古学雑誌』第77巻第2号、日本考古学会、1990年。
河村好光「碧玉製腕飾の成立」『北陸の考古学』Ⅱ、石川県考古学研究会会誌第32号、石川県考古学会、1989年。
蒲原宏行「腕輪形石製品」『古墳時代の研究』第8巻 古墳Ⅱ 副葬品、雄山閣、1991年。
北條芳隆「鋳形石の型式学的研究」『考古学雑誌』第79巻第4号、日本考古学会、1994年。
- (28) なお、大入杵命墓出土品である鏡と玉が、特例によって地元譲与された旨は、白久志山御祖神社に出土品とともに伝わる付帯書類にも記載されていたようであるが、そのような書類は確認できなかった。
大塚初重「第7章 結語」『能登高木森古墳』、七尾市文化財保護委員会、1960年。
- (29) 上田三平『加賀・能登ノ古代遺跡』石川県史蹟名勝調査報告第1輯、石川県、1923年より転載。
- (30) 望月幹夫「鏡について」『史跡柳井茶白山古墳』柳井市教育委員会、1999年より転載。
- (31) このことを発見したのは望月幹夫氏であり、プライオリティーは望月氏にあることを明記しておく。
- (32) 公文書類にみられる「七ツ子鏡」と三角縁波紋帯三神三獸鏡が同一のものを指すのかどうか問題となるが、「鈕と内区に配された六つの乳」という「七つの突起」を「七ツ子」とみだてることも可能であろう。あるいは、六つの乳ではなく六体の神獸像でもよい。また、上でふれた『好古餘録』においても「七ツ児鏡」という語がみられることは指摘したとおりである。